

自動継続据置期間後解約自由定期預金規定

第1条(自動継続)

- (1) 自動継続据置期間後解約自由定期預金（以下、「この預金」という）は、証書または通帳記載の満期日または最長預入期限に前回と同一の期間の据置期間後解約自由定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当組合所定の利率とします。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

第2条(預金の支払時期)

- (1) 据置期間後解約自由定期預金（以下、「この預金」という）は、証書または通帳記載の満期日または最長預入期限に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の6ヶ月後の応当日（据置期間満了日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) この預金の一部支払いについて、預入日の6か月後の応当日から証書または通帳記載の最長預入期限までの間に、満期日を定めるときは、10,000円以上の金額で指定してください。

第3条(利 息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数（以下、「約定日数」という）および証書または通帳記載の利率（以下、「約定利率」という）によって6ヶ月複利の方法で計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ① 6か月以上1年未満
 - ② 1年以上1年6か月未満
 - ③ 1年6か月以上2年未満
 - ④ 2年以上2年6か月未満
 - ⑤ 2年6ヶ月以上3年未満
 - ⑥ 3年以上3年6か月未満
 - ⑦ 3年6か月以上4年未満
 - ⑧ 4年以上4年6か月未満

⑨ 4年6か月以上5年未満

⑩ 5年

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金の利率については、証書または、通帳に記載されている最長預入期間の約定利率のほか、預入日の6ヶ月後の応当日（据置期間完了日）以降に解約する場合には、別途お渡しした預入期間別利率ご確認書よりご確認ください。

第4条(預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当組合がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約するときは、証書の受取欄または、当組合所定の払戻請求書に署名（または記名）、届出の印章により押印して、証書または通帳とともに提出してください。
- (3) 当組合がやむを得ないと認めて、この預金を預入日の6ヶ月後の応当日（据置期間満了日）前に解約する場合には、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

第5条(規定の準用)

この規定の定めのない事項については、預金取引共通規定によるものとします。

以 上